

第10回 2012年3月13日  
法曹の養成に関するフォーラム  
日本弁護士連合会 資料

資料No.	内 容	頁
1	中小企業の海外展開支援に関する日本弁護士連合会の取組	1
2	日弁連の国際活動(「弁護士白書2011年版」196頁～202頁抜粋)	2

## 資料 1

## 中小企業の海外展開支援に関する日本弁護士連合会の取組

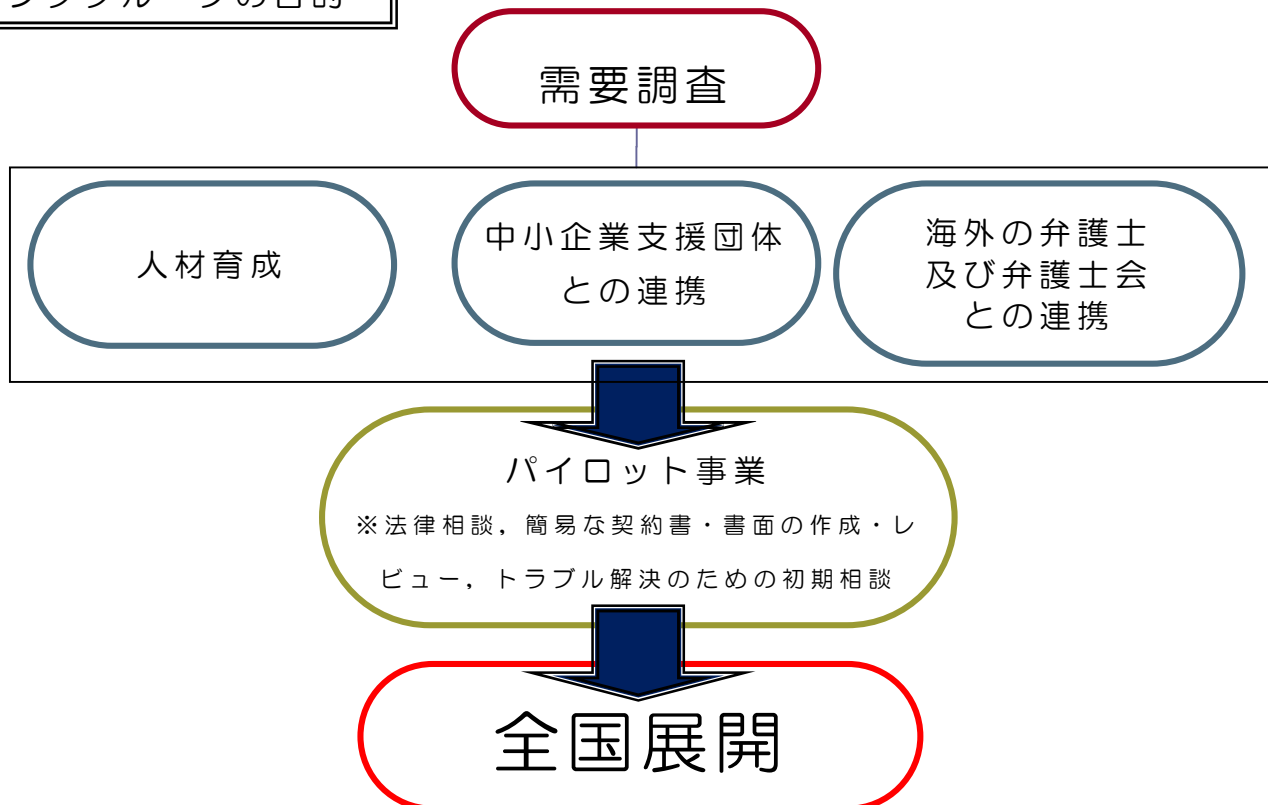
## 1 これまでの取組

- (1) 中小企業のための弁護士との面談予約サービス、「ひまわりほっとダイヤル」を2010年4月1日から全国的に運用している。  
2012年3月末まで、一部の県を除く41都道府県において、初回面談30分無料相談を実施している。
- (2) 中小企業の海外展開に関する弁護士のニーズを調査すべく、中小企業支援団体にヒアリングを行った。
- (3) 東京商工会議所主催のセミナーに講師を派遣し、予防法務の重要性について説明した。

## 2 本年度の取組

上述した中小企業支援団体へのヒアリングにおいて、複数の団体から、弁護士へのアクセスの向上（例えば、法律相談事業の実施、関係団体との連携、海外展開支援事業に対応できる弁護士の育成など）、海外法情報等の提供について要望があった。それを受けて、「中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループ」を2012年1月に設置した。

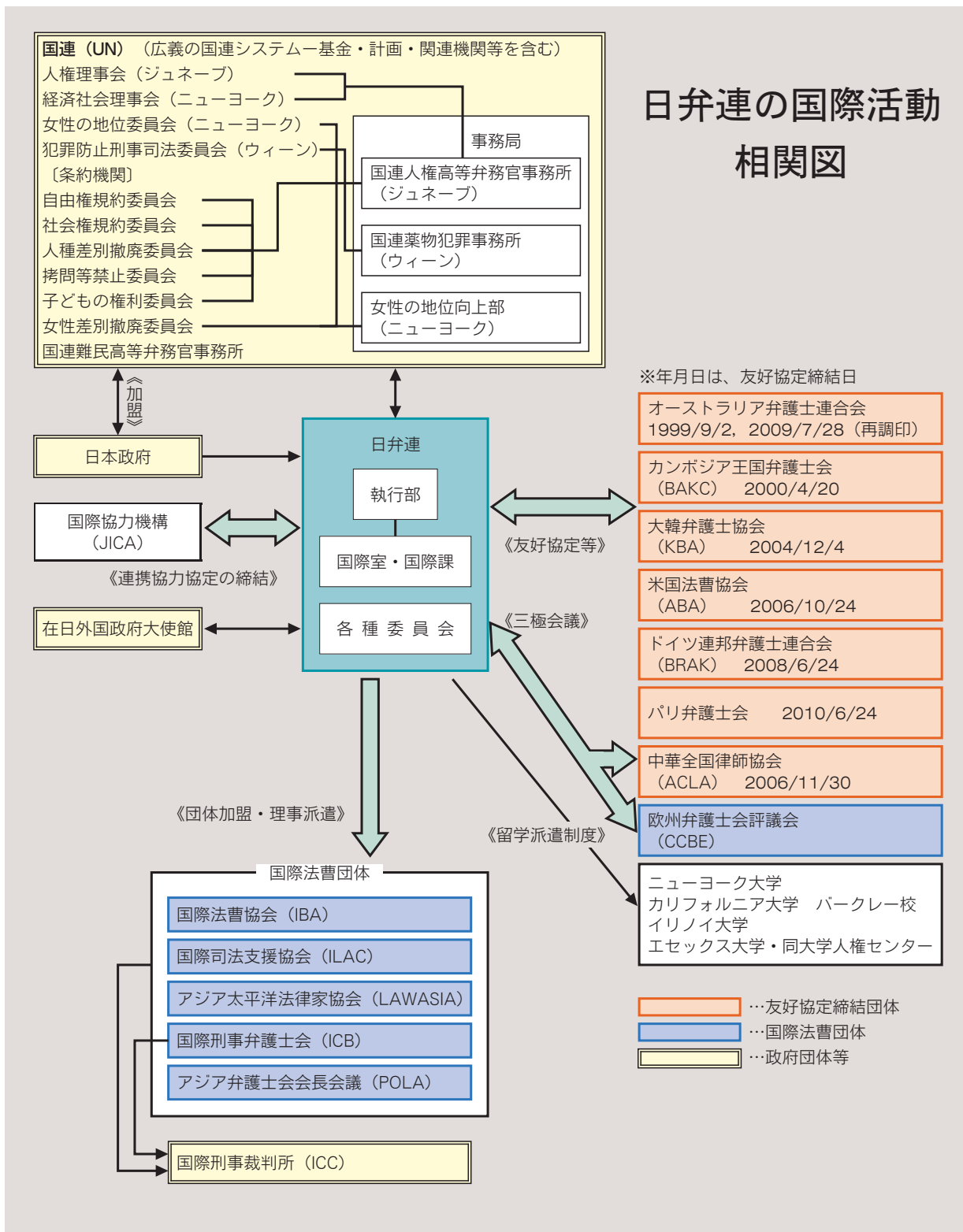
## ワーキンググループの目的



# 第 4 章

## 日弁連の国際活動

国際社会において、日本の弁護士が果たす役割とその意義は、年々増大している。  
 本章では、日弁連の国際活動についてその現状と実績について紹介する。  
 以下は、日弁連の国際活動についてまとめた相関図である。



## 第1節 国際人権活動

### 1 国連を舞台とする活動

日弁連は、国連の経済社会理事会により承認された NGO 協議資格を有しており、国連の諸会議に代表団を派遣している。

2011年4月には、国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）に代表団を派遣した。

### 2 国連及び国際人権条約機関に関する活動

国際人権条約の締結国である日本は、自国の人権状況について、条約機関に定期的に報告を行い、条約機関はそれに基づいて審査を行う。日弁連は、そうした政府報告書に対する「日本弁護士連合会報告書（日弁連レポート）」を作成し、各条約機関に提出している。また、日弁連は、2006年の国連人権機構改革により新設された人権理事会が担う新しい制度である普遍的定期的審査（UPR という。4年ごとに全ての国連加盟国の人権状況が審査される）に関して、意見書等を作成し、人権理事会に提出している。

詳細は、日弁連ホームページの「国際人権ライブラリー」を参照されたい。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（日本は1979年に批准）
1993年4月（第3回）／1998年9月（第4回）／2007年12月（第5回）／2008年8月（第5回アップデート版）／2010年1月（第5回総括所見に対する日本政府コメントに関する意見書）
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（日本は1979年に批准）
2001年3月（第2回）／2011年（第3回作成中）
女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）（日本は1985年に批准）
1993年12月（第3回）／2001年11月（第4回）／2003年5月（第5回）／2008年9月（第6回）／2009年5月（第6回アップデート版）
子どもの権利に関する条約（日本は1994年に批准）
1997年6月（第1回）／2003年5月（第3回）／2009年7月（第3回）
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（日本は1995年に加入）
2001年1月（第1・2回）／2009年6月（第3・4・5・6回）／2010年2月（第3・4・5・6回追加報告書）
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）（日本は1999年に加入）
2007年1月（第1回）／2008年9月 『拷問禁止委員会の最終見解に対する日本政府コメント』に対する報告書
普遍的定期的審査（UPR）に関する活動
2007年2月 普遍的定期的審査についての日弁連意見書作成（第4回人権理事会へ提出）
2008年2月 国連人権高等弁務官事務所が作成する「日本に関する人権状況要約書」のための日弁連レポート作成
2008年3月 日本の普遍的定期的審査及び普遍的定期的審査の様式についての日弁連意見書作成（第8回人権理事会へ提出）
2011年2月 人権理事会レビュー普遍的定期的審査に関する意見書作成（第16回国連人権理事会事務局へ提出）

## 第2節 国際交流活動

### 1 加盟している国際団体

日弁連は、IBA（International Bar Association: 国際法曹協会）、LAWASIA（Law Association for Asia and the Pacific: アジア太平洋法律家協会）、ICB（International Criminal Bar: 国際刑事弁護士会）、ILAC（International Legal Assistance Consortium: 国際司法支援協会）の4つの国際団体に加盟し、POLA（The Conference of the Presidents of Law Associations in Asia: アジア弁護士会会長会議）の構成団体への情報提供のための情報センターも務めている。

### 2 諸外国との友好協定状況

以下は、日弁連及び弁護士会における諸外国との友好協定状況をまとめたものである。

■日弁連と諸外国の友好協定状況■

友好協定締結先の弁護士会	締結日
オーストラリア弁護士連合会 (The Law Council of Australia)	1999/09/02、 2009/07/28 (再調印)
カンボジア王国弁護士会 (The Bar Association of the Kingdom of Cambodia)	2000/04/20
大韓弁護士協会 (Korean Bar Association)	2004/12/04
米国法曹協会 (The American Bar Association)	2006/10/24
中華全国律師協会 (All China Lawyers Association)	2006/11/30
ドイツ連邦弁護士連合会 (The German Federal Bar)	2008/06/24
パリ弁護士会 (The Council of Lawyers at the Paris Court Appeal)	2010/06/24

■各弁護士会と諸外国の友好協定状況■

弁護士会・連合会	友好協定締結先の弁護士会	締結日	弁護士会・連合会	友好協定締結先の弁護士会	締結日
北海道弁護士会連合会	サハリン州弁護士会 (ロシア)	2008/11/07	横浜弁護士会	京畿中央地方弁護士会 (韓国)	2003/12/26
				上海市律師協会 (中国)	2009/04/28
札幌弁護士会	京畿北部地方弁護士会 (韓国)	2008/12/08	埼玉弁護士会	仁川弁護士会 (韓国)	2005/05/21
				愛知県弁護士会	モンゴル弁護士会 (モンゴル)
東京弁護士会	シカゴ弁護士会 (米国)	2007/03/26	大阪弁護士会	ソウル地方弁護士会 (韓国)	1993/10/04
	パリ弁護士会 (フランス)	2010/06/24		奈良弁護士会	キャンベラ弁護士会 (豪州)
第一東京弁護士会	英国法曹協会 (英国)	2003/10/03	広島弁護士会	大邱地方弁護士会 (韓国)	1998/05/08
	ハワイ州法曹協会 (米国)	2005/10/20		福岡県弁護士会	釜山地方弁護士会 (韓国)
	上海市律師協会 (中国)	2006/01/23	大連市律師協会 (中国)		2010/02/27
	カリフォルニア州法曹協会国際法セクション (米国)	2007/04/30	佐賀県弁護士会	蔚山地方弁護士会 (韓国)	2006/04/21
	米国法曹協会国際法部門 (米国)	2008/07/09	長崎県弁護士会	台南律師公会 (台湾)	2003/03/25
	フランクフルト弁護士会 (ドイツ)	2009/07/01	大分県弁護士会	済州地方弁護士会 (韓国)	2010/02/27
第二東京弁護士会	ソウル地方弁護士会 (韓国)	1989/08/11	熊本県弁護士会	慶南地方弁護士会 (韓国)	2004/03/26
	サンフランシスコ弁護士会 (米国)	2007/03/08	鹿児島県弁護士会	台中律師公会 (台湾)	2006/03/11
	チェコ弁護士会 (チェコ)	2007/01/10	宮崎県弁護士会	忠北地方弁護士会 (韓国)	2009/06/12
	クィーンズランド州弁護士会 (豪州)	2010/03/23	沖縄弁護士会	台北律師公会 (台湾)	1994/02/25
	台北律師公會 (台湾)	2010/03/31			

## 第3節 国際協力活動

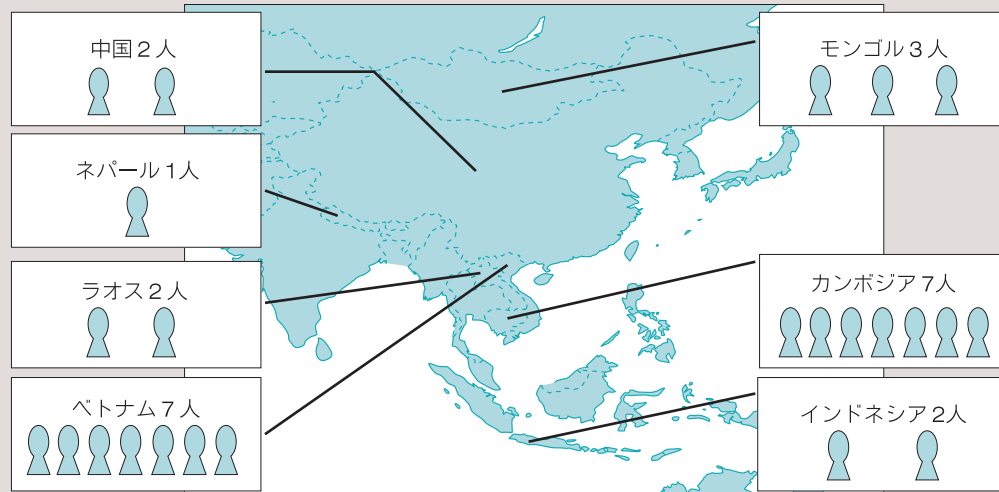
### 1 JICA（国際協力機構）長期専門家派遣の実績

日弁連は、1994年より国際協力への取組みを開始し、国内諸機関が各国から研修員を招聘して行う本邦研修への講師派遣、カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、モンゴル、中国等に長期専門家を派遣する等の協力を行っている。2001年には独立行政法人国際協力機構（JICA）の開発パートナー事業に応募し、2002年9月から2005年8月までの3年間、カンボジアでの弁護士養成校の設立・運営、同国の法律扶助制度の構築に対する支援を行った。また、JICAとの協定を締結した。さらに、2007年から2010年夏までの3年間、JICAからカンボジアの弁護士会司法支援プロジェクトを受託し、弁護士養成校支援や弁護士の継続教育等を実施した。

■JICA長期専門家派遣状況（2006年度～2011年5月末日現在）■

派遣期間	派遣国	活動内容	修習期
2006年9月～2008年11月	モンゴル	弁護士会強化支援（弁護士法改正に対するアドバイス、モンゴル弁護士会の活動強化・調停センターの運営支援等）	52期
2007年3月～2009年3月	インドネシア	和解・調停制度強化支援（裁判所付設の調停制度に関する最高裁判所規則改正、調停人研修カリキュラムの改善に対するアドバイス）	56期
2007年4月～2009年3月	ベトナム	法制度改革支援（主に民事判決執行法、不動産登記法、担保取引登記法）、司法制度改革（弁護士連合会）に対するアドバイス	47期
2007年9月～2008年9月	カンボジア	法制度整備支援（民法附属法令の整備および関連法に関するドナー協調に関する業務）	55期
2008年4月～2010年10月	中国	民事訴訟法・仲裁法改善支援・その他民事関係法（全人代との協議、求めに応じてのアドバイス等）	56期
2008年5月～2010年6月	カンボジア	弁護士会支援（弁護士養成校の運営向上、教材の改善等）	48期
2009年3月～2011年3月	カンボジア	附属法令起草支援（民法・民事訴訟法附属法令起草支援、援助協調）	50期
2009年5月～2011年3月	ベトナム	弁護士分野司法改革支援（カウンターパートに対するアドバイス、現地におけるワークショップの開催等）	44期
2010年3月～2012年3月	カンボジア	附属法令起草支援	60期
2010年5月～2012年11月	モンゴル	調停制度	60期
2010年7月～2012年7月	ラオス	民法・民事訴訟法	57期
2010年7月～2012年7月	ネパール	法整備支援アドバイザー	57期
2011年1月～2013年1月	中国	中国民事訴訟法及び民事関連法	47期
2011年3月～2013年3月	ベトナム	弁護士能力強化／起草支援	58期
2011年3月～2012年3月	カンボジア	人材育成／附属法令起草支援	54期

■JICA長期専門家派遣の実績【国別派遣人数】（累計）■





## 2 途上国弁護士会等支援プロジェクトの実績（国別）

カンボジア	
日弁連の司法支援活動において、カンボジア王国に関する同活動が一番長い歴史を有している。具体的な活動は以下のとおり。	
1996年～2000年	国際協力事業団（現：独立行政法人国際協力機構（JICA））主催第1回～第5回カンボジア司法支援研修への協力。
2000年10月	カンボジア弁護士を対象としたセミナーを開催。
2001年～2002年	JICA 小規模パートナー事業に、弁護士会司法支援プロジェクトを応募・実施（弁護士養成セミナーの開催・法律扶助制度の制度提案）。
2002年～2005年	JICA 開発パートナー事業として弁護士会支援プロジェクトを受託・実施（弁護士養成校支援、弁護士の継続教育、ジェンダー・トレーニング等）。
2007年～2011年	JICA から弁護士会司法支援プロジェクトを受託・実施（弁護士養成校支援、弁護士の継続教育等）。2008年から2010年、会員1名がJICA 長期専門家として赴任。その他、1999年以降、JICA の実施する法制度整備プロジェクトにおいて、これまでに6名のJICA 長期専門家を派遣したほか、民法及び民事訴訟法起草に関する国内支援委員会等へ委員を推薦した。また、裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトにも委員を派遣している。JICA や法務総合研究所主催で国内での研修が行われた際には、日弁連からも講師を派遣している。
ベトナム	
ベトナムの法制度整備に関する JICA の重要中枢技術支援活動でも、国内支援委員会に委員を派遣し、また JICA 現地長期専門家としてこれまで10年にわたり合計7名の会員が赴任している。さらに、同国での JICA 主催のセミナー及び本邦での研修に、多くの会員が講師として参加してきた。	
ベトナムのプロジェクトも、民法などの立法支援と法曹養成に分かれる。2009年5月に、統一弁護士会が設立された。	
ラオス	
日弁連では2000年5月に同国に関する司法調査を実施した。その結果も踏まえて以下のような協力活動を実施している。	
JICA の同国に対する法整備支援プロジェクト及び法律人材育成強化プロジェクトに協力し、これまで短期の専門家として1名、長期の専門家として2名の会員が活動してきている。加えて、法務総合研究所等からの要請による国内での研修に講師を派遣してきたが、現地の弁護士数はいまだ100名程度である。日弁連は、今後の同国の弁護士育成に協力できる方途を模索している。	
モンゴル	
モンゴルでは、2004年からJICAによるアドバイザーの派遣、及び2006年から2008年には弁護士会強化計画プロジェクトが実施され、各1名の会員がJICA 長期専門家として現地に赴任してきた。特に、モンゴルの弁護士会の調停センターの支援では、日本での研修を含めてセンターの強化に助言している。また、現地で行われたセミナーに、多くの会員が短期専門家として派遣された。なお、新たに2010年5月から会員1名がJICA 長期専門家（調停制度強化プロジェクト）として現地に赴任しており、これまで累計3名の会員がJICA 長期専門家として活躍している。	
インドネシア	
インドネシアでは、2007年からJICAの和解・調停制度強化支援プロジェクトに会員1名が赴任して、現地の最高裁判所などのカウンターパートと和解調停規則の作成及び調停人の育成を行った。なお、2003年から2004年には、JICA インドネシア事務所の企画調査員として会員1名が赴任した。	
中国	
中国の民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトは2007年から2010年まで実施され、その後もアドバイザーを派遣している。中国の民事訴訟法、仲裁制度及び権利侵害責任法（不法行為法）をはじめとする民事関係法等の改善について協力するプロジェクトであり、日弁連からは委員を派遣し、また現地にもこれまでJICA 長期専門家として会員2名が赴任している。また、2004年から2009年まで実施された経済法・企業法整備プロジェクトでは、多数の会員がJICA 短期専門家として赴任している。	
ネパール	
JICA の民法及び関連法セミナーに協力し、2010年7月から、長期専門家として1名の会員が現地で活動している。	

## 第4節 留学派遣制度・国際機関就職支援

### 1 日弁連客員研究員留学派遣制度

日弁連は、1997年にニューヨーク大学ロースクール（NYU）、1999年にカリフォルニア大学バークレー校（UCB）との間で、日弁連が推薦する会員を客員研究員として受け入れる留学制度を発足させ、公益的な活動に取り組んでいる会員を派遣してきた。また、2007年にはイリノイ大学ロースクール（UIUC）、2011年にはエセックス大学とも同様の制度を発足させた（エセックス大学のみ、LLM（法学修士）の学生としての留学も可能）。

募集要領の詳細は日弁連ホームページ (<http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/studyabroad.html>) を参照されたい。

#### ◆これまでの実績

本留学制度でこれまで派遣された会員は、2011年度で合計29名である。

それぞれ客員研究員という立場から、各校の教授・学生と交流し、日本の法的諸課題や弁護士の役割を紹介し、さらに自分の研究テーマについて発表する留学生活を送るとともに、帰国後は、委員会活動等を通じてその成果を日弁連に還元している。以下は、2005年度から2011年度までに派遣された会員の一覧である。

派遣年度	派遣先	所属弁護士会	修習期	研究テーマ
2005年度	NYU	東京	52期	アメリカ移民法、及び移民保護のために法律家・NGOが果たす役割
	UCB	東京	53期	アメリカにおける組織犯罪対策、企業コンプライアンス
2006年度	NYU	第二東京	51期	女性の人権に関する法的取組、司法関係者のためのジェンダー研修等
	UCB	第二東京	52期	アメリカにおける公的弁護制度の現状と課題～司法サービス偏在解消を中心に
2007年度	NYU	東京	44期	国際人権法、人種差別撤廃法制度、外国人及び民族的マイノリティの子どもたちの教育法制度など
	UCB	愛知県	51期	接見交通・取調べの可視化、犯罪者処遇、死刑制度
2008年度	NYU	愛知県	56期	自由権規約における個人通報制度、ロースクールにおけるロークリニックの現状、日本の法科大学院への導入の可能性
	UCB	第二東京	57期	情報自由法及びプライバシー法、情報公開を進める市民活動の実態
2009年度	NYU	京都	55期	児童虐待
	UCB	東京	57期	犯罪被害者支援のために弁護士が果たす役割
	UIUC	鹿児島県	55期	ロー・スクールのリーガルクリニック、公設事務所を通じた司法アクセスの改善について
2010年度	NYU	東京	53期	米国における組織内弁護士の在り方
	UCB	第二東京	50期	非行少年の処遇（更正）に関する対策等
	UIUC	東京	52期	環境法・地球環境温暖化防止に関する制度や訴訟について
2011年度	NYU	第二東京	55期	インターネットにおける消費者被害の不法行為の救済を目的とする、①少額かつ広範な被害を救済するための団体訴訟制度の運用実態 ② 仮名・匿名の加害者に対する訴訟提起を可能とするための加害者特定制度の内容及び理論的根拠（通信の秘密との関係も含む）
	UCB	大阪	55期	医療における子どもの人権
	UIUC	第二東京	新62期	①アメリカにおけるハーグ条約実施に伴う法整備と現在の課題 ②アメリカの法教育（LRE）制度の現状と課題"

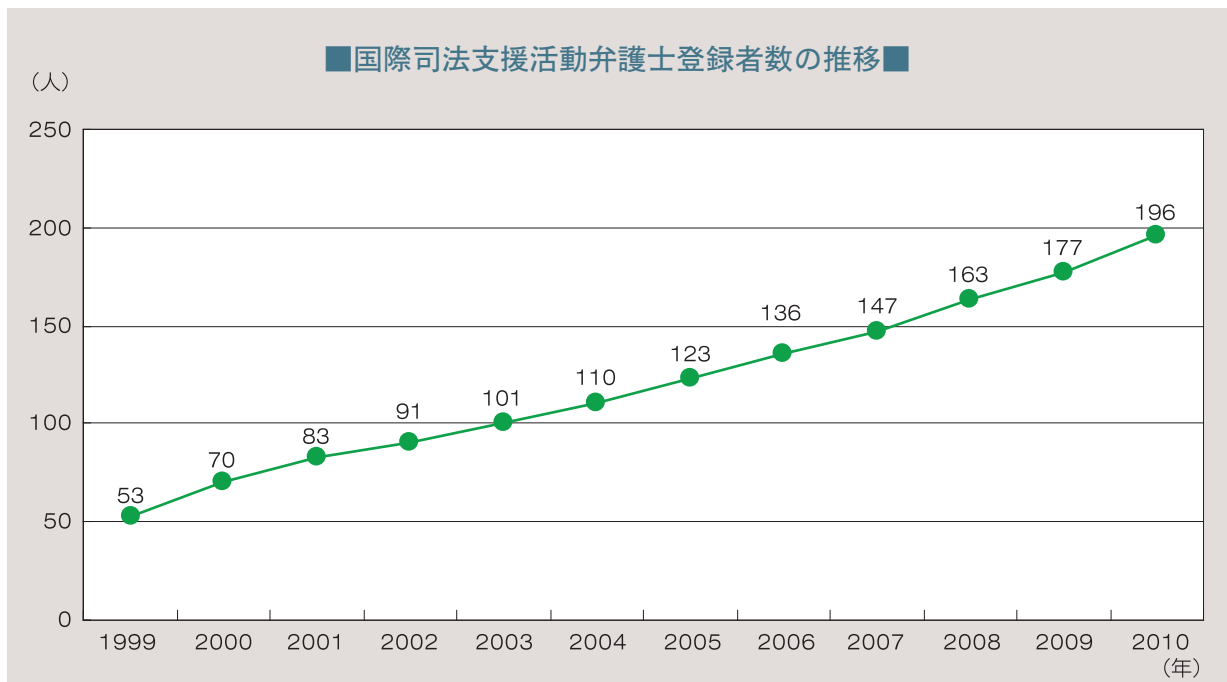


## 2 会員向け国際機関就職支援活動

日弁連は、会員間の情報の交流、交換を容易にするとともに、より充実した継続的な国際司法支援活動を実施、促進していくことを目的として、1999年に、「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設け、以降、同活動に関する会員間の交流や情報交換を促進している。

また、国際機関への就職に関心を持つ弁護士を対象に、外務省と協力して、「国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度」を立ち上げた。

以下は、国際司法支援活動弁護士名簿に登録している会員数を、各年ごとにまとめたものである。



## 3 その他の支援活動

日弁連は、会員、ロースクール生などを対象に、国際機関に関するセミナー等のイベントを開催しているほか、日弁連のホームページ上に、「国際機関就職支援コーナー」を設け、国際機関への就職を目指す人たちへの情報提供を行っている。

また、新62期の司法修習から、4団体（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）東京事務所、国際移住機関（IOM）東京事務所、独立行政法人国際協力機構（JICA）、外務省経済局）での選択型実務修習（全国プログラム）が導入され、新63期からは国際労働機関（ILO）駐日事務所も追加された。日弁連は、同プログラムの立ち上げに尽力し、国際機関等で働く法曹の養成に努めている。また、会員を対象に国際労働機関（ILO）駐日事務所でのインターン制度が、2010年度より導入された。